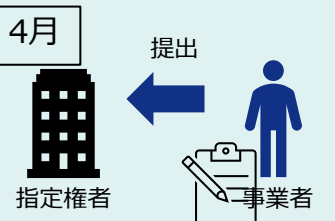


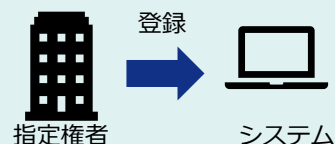
## 就労移行支援体制加算の見直し（イメージ）

令和8年度



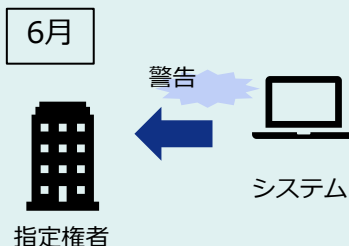
就労継続支援A型事業所等は、

「就労移行支援体制加算に関する届出書」を提出してください。



指定権者は、事業所から提出された届出書に基づき、事業所台帳に登録してください。

（令和8年4月以降、就労定着者は**事業所の前年度9月末時点の利用定員数が上限**となります。市町村が令和8年6月以降、国保連システムの警告等を活用し、確認します。）



令和8年6月以降、国保連システムにおいて、就労移行支援体制加算が当該サービスの最低定員数を上回る請求があった場合は、**市町村に対して警告**が出されます。

市町村は、警告が出た事業所について、**昨年9月末時点の定員数を確認**してください。

（当時の資料が残っていれば、その書類で確認します。当時の定員数が分かる書類が無い場合は、指定権者に照会してください。）

また、エラーとなった就労移行支援体制加算について、算定回数÷合計利用日数をするにより、**加算の算定に用いられている就労定着者数を確認**してください。

- ・加算の算定に用いられている就労定着者数が昨年9月末時点の定員を超えている場合は、
  - ・当該月の就労移行支援体制加算の請求を修正させてください。
  - ・令和8年4月・5月分も確認し、過大請求となっていれば、遡って返還させてください。
  - ・指定権者にも情報提供してください。

情報提供を受けた指定権者においては、

- ・体制届出・事業所台帳が誤っていれば、修正させてください。



